

広島県告示千二十六号

平成二十年広島県告示八百六十六号（家畜伝染病予防法の規定による報告の徴収）の一部を次のように改正し、平成二十年十二月二十日から適用する。

平成二十年十二月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

二中「及び七面鳥」を「、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥」に改める。